

省令

○農林水産省令第八十三号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年十二月十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項植物の欄中「ぶどう」の下に「(付表第三十二に掲げるものを除く。)」を加え、同表の十四の項植物の欄中「含む」の下に「以下付表第二十八及び第三十三において「むぎわら」という。」を加え、「第二十八」の下に「及び第三十三」を加え、付表に次のように加える。

三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリヤ種のような生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。